

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和8年10月29日付け、函館水産試験場公告第1号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 理事長 小高 咲

2 入札に付する事項

- (1) 契約の目的の名称及び数量 令和8年度 試験調査船金星丸上架工事 一式
- (2) 契約の目的の仕様その他の明細 別紙仕様書のとおり。
- (3) 履行期間 令和9年1月25日から令和9年3月10日まで
- (4) 履行場所 造船所
- (5) 工事目的物（金星丸）の受渡場所 函館港

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和8年度に有効な北海道競争入札参加資格のうち、船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 北海道及び地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 造船所を有し、かつ、総トン数が151トン型以上の船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。

4 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用した条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の（4）から（6）に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年10月29日から令和8年11月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 040-0051 函館市弁天町20番5号
函館市国際水産・海洋総合研究センター内
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構
水産研究本部 函館水産試験場 総務部総務課
電話番号 0138-83-2892

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

函館市弁天町20番5号 函館市国際水産・海洋総合研究センター内
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 水産研究本部 函館水産試験場 総務部総務課

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 函館市弁天町20番5号 函館市国際水産・海洋総合研究センター
本館棟2階 会議室3（送付等による場合は、郵便番号040-0051 函館市弁天町20番5号 函館市国際水産・海洋総合研究センター内 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 水産研究本部 函館水産試験場 総務部総務課）
- (2) 入札日時 令和8年12月9日（水） 午前10時00分
（送付による場合は、同月8日（火）午後5時までに必着。）
- (3) 開札場所 （1）に同じ。
- (4) 開札日時 （2）に同じ。

7 開札に立ち会う者に関する事項

- (1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

- (2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。ただし、地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。）第9条各号の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付すること。ただし、取扱規則第37条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

9 送付による入札の可否

認める。

10 電子入札の可否

認めない。

11 契約書作成の可否

要

12 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定方法

取扱規則第19条に規定する場合を除き、取扱規則第10条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(3) 落札者と契約の締結を行わない場合

ア 落札者が暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

イ 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(5) 現場説明会の日時及び場所

現場説明は随時行うので、現場説明を必要とする者は、下記へ連絡すること。

ア 名称 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構
水産研究本部 函館水産試験場 総務部総務課

イ 所在地 郵便番号040-0051 函館市弁天町20番5号
函館市国際水産・海洋総合研究センター内
電話番号 0138-83-2892

(6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(5)に同じ。

(7) 契約の手続きにおいて使用する言語

日本語

(8) 前金払

前金払はしない。

- (9) 概算払
概算払はしない。
- (10) 部分払
部分払はしない。
- (11) 入札の取りやめ
初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (12) 入札の取りやめ又は延期
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (13) 入札執行の公開
この入札の執行は、公開する。
- (14) 送付による入札における再度入札
送付による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。
- (15) 債権譲渡の承諾
この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道総研に提出し、道総研が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。
なお、承諾依頼に当たっては、道総研が指定する様式により依頼すること。
- (16) その他
この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。